

2026 年度
ビジネス環境改善調査事業
募集要項

1. 事業の目的

本事業では、ジェトロ大阪本部及び貿易情報センター（以下、ジェトロ国内事務所）が、地域のエコシステム関係者（※1）との連携により、地域が外国からの投資を呼び込む際に課題となるビジネス環境に係る調査・分析を実施する（※2）。実施に際しては、企業誘致の観点から競合しうる国内外都市のビジネス環境や支援策等の比較などを含めることとする。調査結果は域内のエコシステム関係者に共有し、地域の関係者が一体となり取り組むことで、地域エコシステムの形成や拡大につながるような投資誘致の推進に貢献することを目指す。

（※1）エコシステム関係者とは、自治体、大学・研究機関、地域企業、産業コミュニティ、スタートアップ・エコシステム拠点都市関係者等を指す。

（※2）地域企業の輸出促進や地域への外国人観光客誘致等、海外からの投資の呼び込みを目的としていない調査・分析は実施不可。

2. 実施要領

（1）申請

申請条件：

- ジェトロ国内事務所と2者以上のエコシステム関係者による共同申請を原則とする。事業実施者の多様性を担保するため、ジェトロ国内事務所以外の共同申請者には少なくとも1者以上の自治体以外の者を含めること。（共同申請者の所在地は必ずしも同一の市町村ないし都道府県とする必要はなく、広域での実施も可。）
- 本事業の目的を十分理解した上で、ジェトロ国内事務所を含む地域のエコシステム関係者が共同して、対日投資環境調査内容を企画立案すること。ただし、自治体の既存調査を本事業で行う等、予算の単なる付け替えとみなされる提案は不可とする。
- 調査実施後、域内での情報共有を広く図り、投資誘致施策等に反映すること。
- ジェトロ本部から求めがあった場合は、事業の進捗状況を速やかに報告すること。

申請様式：企画提案書（様式1）

【外部共有用資料】

申請者・方法：ジェトロ国内事務所と2者以上の共同申請者が企画提案書を共同して作成の上、共同申請者を代表してジェトロ国内事務所がジェトロ本部に申請を行うこと。

申請期間：2026年3月19日（木）～4月17日（金）

企画提案書作成上の留意点：

- 企業誘致の観点から競合している国内外都市のビジネス環境や支援策等の比較を含めた調査・分析の企画提案を行うこと。なお、国外都市との比較は必須とし、国内都市との比較は任意とする。
- 上記のベンチマーク調査で得られた結果を当該地域の投資誘致戦略の策定・ブラッシュアップおよび誘致施策に反映させるべく、具体的な提言を調査に盛り込むこと。
- 調査内で、当該地域エコシステム形成に不可欠な産業に属し、対日投資の可能性の高い外国・外資系企業のリストアップ調査も可能。ただし、既存の対日投資案件と内容が重複しないようジェトロと十分相談すること。
- 調査を円滑に遂行する上で十分な体制を構築していることを示すこと。
- 着実な調査実施が見込まれる工程及び予算案を示すこと。

※各エコシステム関係者の具体的な取組への反映を念頭に、共同で調査の設計をお願いします。

調査仕様書作成上の留意点：

- 調査報告書の著作権はジェトロに帰属することを仕様書に明記すること。

(2) 審査

ジェトロ本部にて、提出書類に基づき、審査を実施。

審査後、ジェトロ本部より、ジェトロ国内事務所宛に採否を通知。

※応募書類等の記載内容に事実と異なることや他の権利等の侵害があると判明した場合など、発表後であっても採択を取り消し、又は、留保することがある。

(3) 調査実施および成果普及

- 採択された場合、速やかに調査開始。
- 2026年9月30日（水）までにジェトロ本部に対して中間報告会を実施すること。

※中間報告は、当該時点までの調査報告書の提出など、調査の進捗状況について報告すること。

【外部共有用資料】

※経済産業省（以下 METI）およびジェトロ本部からも中間報告会には参加するため、**ハイブリッド形式**もしくは**オンライン形式**で報告会を実施すること。
同報告会には必ず質疑応答の時間を設けること。

※METI との日程調整については原則ジェトロ本部にて行う。

- 2027年1月29日（金）までに調査完了。
- 調査報告書は完成後、地域のエコシステム関係者に共有するなどして、成果普及を図る。
- 調査報告書はジェトロウェブサイトなどで公表する。そのため調査報告書については、詳細版（外部公開不可の内容含む）、概要版（外部公開可の情報のみ）、エグゼクティブサマリー版（3ページ程度・ジェトロ指定フォーマット使用想定、ジェトロ HP で公開予定）の少なくとも3つの形態を作成すること。
- 2027年2月26日（金）までに METI およびジェトロ本部に対して最終報告会を実施すること。
- ※METI およびジェトロ本部からも最終報告会には参加するため、**ハイブリッド形式**もしくは**オンライン形式**で報告会を実施すること。
- ※METI との日程調整については原則ジェトロ本部にて行う。

（4）実施報告書の提出

ジェトロ国内事務所は他の共同申請者と共同して実施報告書（様式2）を作成し、ジェトロ国内事務所経由で2027年3月5日（金）までにジェトロ本部宛にE-mailにて提出。

3. 予算

（1）支出可能費目（上限金額有）

- 調査委託費（業務委託費）
- 成果普及に係る経費（資料翻訳費、会場費）
- その他、事業遂行上必要な経費（※2）

（※2）ジェトロ本部に事前相談の上、了承を得た場合のみ支出可能。

（2）予算執行上の留意点

本事業は、ジェトロ国内事務所を含む共同申請者が共同で実施する。但し、本事業予算はジェトロにおいてのみ執行可能であり、ジェトロ以外の者が本事業予算を執行することはできない。経費の支出に際しては、全てジェトロ国内事務所または海外事務所において（必要な場合）契約締結し、支払いを行わなくてはならない。**本事業は、自治体等への補助金ではない点に留意すること。**

【外部共有用資料】

4. 問い合わせ先

最寄りのジェトロ国内事務所

<別添資料>

様式1：2026年度ビジネス環境改善調査企画提案書

様式2：2026年度ビジネス環境改善調査実施報告書